

産業廃棄物処理計画書

2022年 6月 20日

前橋市長 あて

提出者 〒104-0031
 住 所 東京都中央区京橋二丁目5-2
 京橋東邦センタービル10階
 氏 名 株式会社光 東京支店

東京支店長 [REDACTED]

電話番号 03-6263-0367

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社光 東京支店
事業場の所在地	東京都中央区京橋二丁目5-2 京橋東邦センタービル10階 (前橋市内作業所分)✓
計画期間	2021年4月1日～2022年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

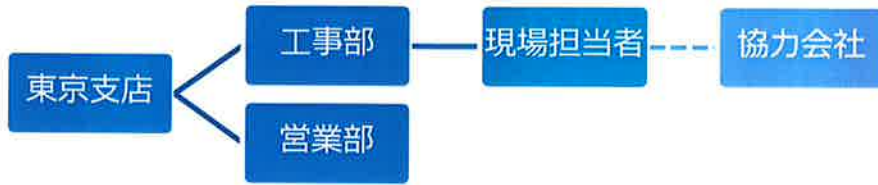
①事業の種類	大分類：建設業 中分類：職別工事業
②事業の規模	[REDACTED]
③従業員数	5名（2022年3月末時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> <p>施工現場</p> <p>各処分委託先へ 運搬・処分</p> <p>中間または最終 処分場にて処分</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <pre> graph TD A[発生] --> B[中間処分場] A --> C[最終処分場] B --> D[中間処分] B --> E[最終処分] C --> F[最終処分] </pre> </div> </div>



（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照 ✓	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 種類ごとに分別し、再生利用を行う処分会社へ品目ごとに処理委託をおこなう。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 再生利用をおこなう処分会社への搬入量の比率拡大を目指す。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、廃石膏ボード、混合物等に分別。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記品目を細分化し、混合物としての搬出を減らす。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処分施設確認の実施		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 処理施設確認の継続 処理委託品目の細分化		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

	前年度 (令和3年度) 実績				今年度 (令和4年度) 計画			
	排出量	全委託数量	優良認定処理業者への処理委託量	認定処理業者以外の処理委託量	排出量	全委託数量	優良認定処理業者への処理委託量	認定処理業者以外の処理委託量
産業廃棄物の種類								
1 廃プラスチック類	42.35 t	42.35 t	t	t	20.00 t	20.00 t	t	t
2 繊維くず	2.38 t	2.38 t	t	t	1.10 t	1.10 t	t	t
3 木くず	45.10 t	45.10 t	t	t	18.00 t	18.00 t	t	t
4 混合廃棄物 (管理型)	7.67 t	7.67 t	t	t	3.00 t	3.00 t	t	t
5 廃石膏ボード	6.00 t	6.00 t	t	t	2.40 t	2.40 t	t	t
6 カラス及び陶磁器くず	12.00 t	12.00 t	t	t	4.80 t	4.80 t	t	t
7 コンクリートがら	1,269.99 t	1,269.99 t	t	t	500.00 t	500.00 t	t	t
8 石綿含有産業廃棄物	2.00 t	2.00 t	2.00 t	t	0.80 t	0.80 t	t	t
9 特定管理産業廃棄物 (廃石綿)	5.10 t	5.10 t	5.10 t	t	2.00 t	2.00 t	t	t
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合計	1,392.59 t	1,392.59 t	7.10 t	0 t	552.10 t	552.10 t	2.80 t	t